

石川県外国人介護福祉士養成支援事業費補助金Q&A

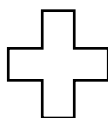
【補助事業者、補助事業、補助対象経費、基準額等（要綱第4～6条関係）について】

Q1. 他の助成制度と併用することはできるか。

A1. できます。ただし、助成制度の交付対象者が補助事業者、留学生のどちらであっても、補助対象経費が同じ費目（種類）の経費については本補助金交付の対象となりません。別の助成制度の活用も検討している場合は、事前に内容を県の担当者に相談してください。なお、他の助成制度が本補助金の交付決定を受けた際に併用できるかについては、他の助成制度側に確認をしてください。

併用可能な例

外国人介護福祉士養成支援事業
(介護福祉士養成施設)
・ 居住費等の生活費



石川県介護福祉士修学資金
・ 学費
・ 入学準備金
・ 就職準備金
・ 国家試験受験対策費用

Q2. 日本語学校又は介護福祉士養成施設に在学中の留学生とアルバイトなどの雇用関係がない場合でも補助事業者となるか。

A2. なります。

Q3. 石川県外の日本語学校や介護福祉士養成施設に在学中の留学生に対して奨学金を支給する場合は補助事業となるか。

A3. なります。日本語学校や介護福祉士養成施設の所在地は問いません。

Q4. 石川県外に法人本部があるが、将来県内の介護施設で介護等の業務に従事する留学生に奨学金を支給する場合は補助事業となるか。

A4. なります。法人本部の所在地は問いません。なお、石川県内に法人本部があっても、県外の介護施設で介護等の業務に従事する場合は補助対象となりません。

Q5. 日本語学校の補助対象経費のうち、学費のみ又は居住費等の生活費のみを留学生に支給する場合は、補助事業となるか。

A5. なります。学費と居住費等の生活費のどちらか一方の補助であっても、補助事業となります。

Q6. 学費には、授業料の他に入学金や設備費、教材費も含まれるか。

A6. 本事業の補助対象経費となる学費とは、留学生が在学する日本語学校の学則や募集要項に学費として規定されている入学金、授業料、設備費、教材費、諸経費を指します。なお、入学金については、対象年度となる介護福祉士養成施設入学前年度が日本語学校入学年度であって、当該年度の入学金を留学生に貸与又は給付した場合は補助対象経費の学費に含まれます。よって、来年度介護福祉士養成施設に入学する日本語学校2年生の留学生に前年度の入学金や翌年度の介護福祉士養成施設の入学金を対象年度に貸与又は給付しても補助対象経費にはなりません。

Q7. 居住費等の生活費の中に家賃の共益費も含まれるか。

A7. 含まれます。

Q8. 基準額は留学生一人あたりの基準額か。

A8. 留学生一人あたりの基準額です。

Q9. 日本語学校に在学している留学生を年度の途中から奨学金を支給した（1年に満たない）場合も、基準額は変わらないか。

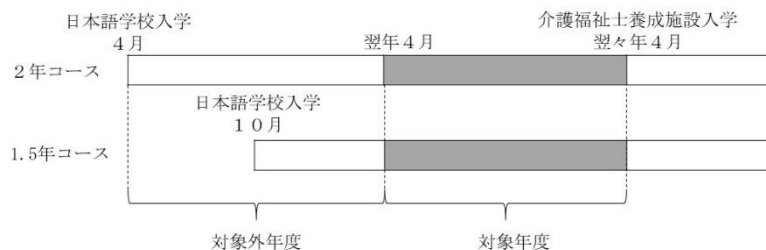
A9. 補助事業の期間が1年に満たない場合の基準額は、補助事業の期間に応じて月割計算とします。例えば、補助事業の期間が10月～3月の半年間であった場合、基準額は半額となります。

Q10. 年度の途中で奨学金の支給を決定し、遡って年度当初からの金額（12ヶ月分）を留学生に支給した場合も、基準額は変わらないか。

A10. 年度内の支給決定の時期に関わらず、補助事業者が留学生に12ヶ月分の奨学金を支給した場合の基準額は12ヶ月分となります。

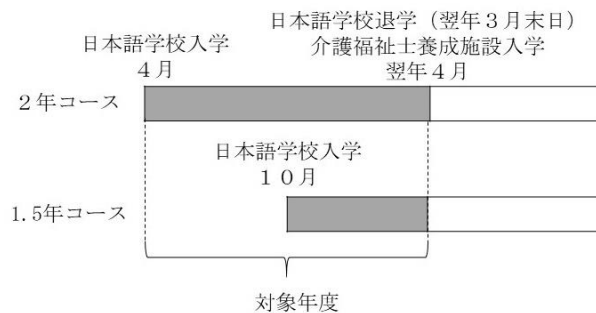
Q11. 日本語学校における対象年度が介護福祉士養成施設入学前年度とあるが、具体的な期間はいつか。

A11. 例えば、日本語学校の2年コースにおける2年目や、1.5年コース（10月入学～翌々年3月卒業）における翌年4月～翌々年3月となります。



Q12. 留学生が日本語学校を退学し、引き続き介護福祉士養成施設に進学する場合、介護福祉士養成施設入学前年度の対象年度となるか。

A12. 留学生が一定の日本語能力があると認められ、引き続き介護福祉士養成施設に進学する場合は、対象年度となります。



Q13. 留学生が留年した場合は補助事業となるか。

A13. 留年した学年における2回目については補助事業となりません。例えば、介護福祉士養成施設の2年生を留年した場合、1回目の2年生時に支給した奨学金については補助事業となりますが、2回目の2年生時に支給した奨学金については補助事業となりません。

【交付申請（第7条関係）について】

Q14. 当該補助金の交付申請をするには、いつ行うのか。

A14. 令和3年度については、申請受付期間の令和3年6月2日（水）～令和3年7月21日（水）までに交付申請書（様式第1号）及び関係書類を提出してください。申請後、県で内容を審査し、適当と認められる時は、交付決定通知書を発出します。

Q15. 補助金の交付申請は複数年度分をまとめて行えるか。

A15. 複数年度分をまとめた申請は行えません。当該年度分のみ補助金の交付申請してください。

Q16. 補助金の交付申請は複数の留学生分をまとめて行えるか。

A16. 複数の留学生分をまとめて申請を行ってください。なお、申請書の関係書類のうち在学証明書や奨学金の契約書写し、留学生の就職予定先の確認ができる書類は留学生ごとに必要です。

Q17. 留学生が交付申請することはできるか。また、補助金の振込先を留学生の口座にすることはできるか。

A17. 補助事業者は介護サービス事業者であり、留学生が申請することはできません。また、補助金の振込先を留学生の口座にすることはできません。

Q18. 補助金の交付申請の提出書類の中に県税に滞納が無い旨を証する納税証明書とあるが、納税義務がなくても必要か。

A18. 県外に法人本部があり、石川県に納税の義務がない法人については、申立書（様式第1号別紙6）を提出してください。県内に法人本部がある場合は、所管の県税事務所で滞納が無い旨の納税証明書をもってください。なお、納税証明書申請の際に法人登記事項証明書が必要になります。

Q19. 補助金の交付申請の提出書類の中に留学生ごとの奨学金に係る契約書の写しとあるが、契約書を取り交わしていない場合は、「交付申請書」及び「交付決定通知書」の2つの書類で代替可能か。

A19. 貸与（又は給付）期間及び貸与（又は給付）金額が確認できる内容であれば「交付申請書」及び「交付決定通知書」の2種類の書類を提出書類の契約書とみなして取り扱います。

Q20. 予算額を超える補助金の交付申請があった場合はどうなるか。

A20. 特定の介護サービス事業者に補助が偏らないよう県において調整することになります。県内の日本語学校や介護福祉士養成施設に在学する留学生に対して奨学金を支給する補助事業者を優先する場合があります。

Q21. 補助事業完了前に補助金の交付を請求することはできるか（補助金の概算払い請求は可能か）。

A21. 補助金は、補助事業の完了後、補助金の額の確定後の交付（精算払）とします（概算払いは行いません）。

【補助金交付の条件（要綱第9条関係）について】

Q22. 奨学金を支給する留学生と締結する契約書の中で、介護福祉士養成施設卒業後、一定期間介護等の業務に従事した場合に返済を免除する規定（返済免除規定）を設けることはできるか。

A22. 奨学金を支給する留学生と締結する契約書の中で、留学生の卒業後の進路に制約をかけることはできません。ただし、奨学金が貸与型（金銭消費貸借契約）の場合は、返済免除規定を設けることができます。（法務省入国管理局の「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」の内容にご留意ください。）

Q23. 奨学金の貸与規程又は給付規程を定めるにあたって留意することは何か。

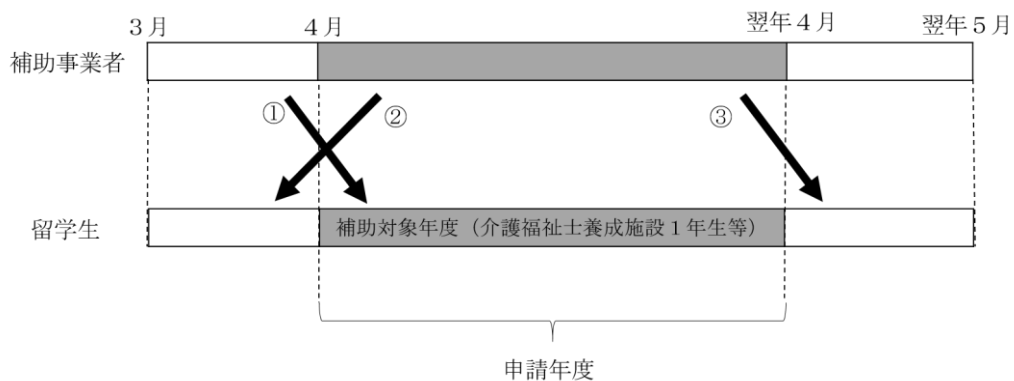
A23. 介護サービス事業者が定める奨学金の貸与規程（又は給付規程）内で、本補助金の要綱の別表に記載する補助対象経費毎に金額が分かるようにする必要があります。
（経費の名称については県の補助対象経費の名称と奨学金の貸与規程（又は給付規程）内での経費の名称を一致させる必要はありません。）また、貸与型において返済免除規定がない場合や留学生の介護等の業務に従事する期間が5年超で返済免除規定がある場合は補助事業となりません。

Q24. 留学生に奨学金を支給する時期について決まりはあるか。

A24. 補助事業者が留学生に奨学金を支給する時期については、毎月支給や隔月支給等、制限はありません。4月1日～翌年3月31日までに補助事業者が留学生に支給した奨学金が当該年度の補助金交付の対象となります。

例えば、以下のような年度をまたいで支給した奨学金は補助対象経費とはなりませんので、注意してください。

- ①補助事業者が申請年度の前年度に、補助対象年度分を前倒して留学生に支給した奨学金
- ②補助事業者が申請年度内に前年度分を留学生に支給した奨学金
- ③補助事業者が申請年度内に来年度分を留学生に支給した奨学金



Q25. 留学生への支給方法（振込、手渡し等）は決まっているか。

A25. 制限はありませんが、実績報告の手続きの際に補助金所要額を確認できる書類が必要となります。留学生の受領書など準備をしておいてください。

【補助金交付決定の取消し及び補助金返還（要綱第15条関係）について】

Q26. 県に補助金の返還が不要となる5年間の起算日はいつか。

A26. 留学生が介護福祉士として介護等の業務に従事した月の初日を起算日とします。

Q27. 留学生が県内の介護保険法上の介護事業でない介護施設（有料老人ホーム等）で介護等の業務に5年間従事する場合は、補助金を返還しなければならないか。

A27. 補助事業者が県内で営む介護保険法上の介護事業でない介護施設（有料老人ホーム等）であっても介護等の業務に5年間従事した場合は返還不要です。

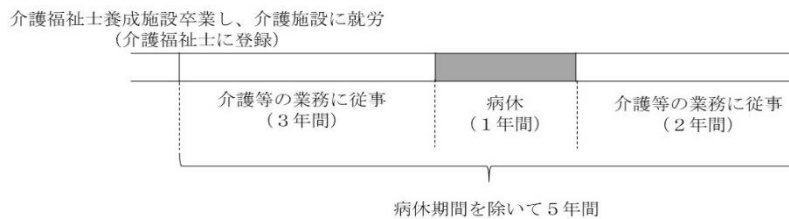
Q28. 留学生が都合により県内で介護等の業務に5年間従事することができなくなった場合は、補助金を返還しなければならないか。

A28. 奨学金が貸与及び給付のどちらであっても、県に補助金を返還する必要があります。就労前の場合は全額返還となりますが、県内で介護等の業務に従事した実績がある場合は、従事期間を基に一部返還不要とします。

Q29. 産休・育休・病休の期間は、補助事業者が県に対して返還不要となる5年間の介護等の業務に従事した期間に含まれるか。

A29. 含まれません。産休・育休・病休の期間がある場合は、5年間介護等の業務に従事した期間は以下の例のようになります。

1年間病休の場合の例



Q30. 奨学金で支援した留学生が退職し、県内の別の介護事業所に就労した場合は補助金を返還しなければならないか。

A30. 補助金を返還する必要があります。同一法人で県内の介護事業所において介護等の業務に従事する（配置換え）場合は返還不要となる5年間の期間に含まれます。